



妊娠～出産カレンダー



		前期															中期				
妊娠月数		1			2			3			4			5							
妊娠週間		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
流産																					
ママのからだ	体の中の変化よくある症状																				

子育てカレンダー

		事業名等	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳(小1)
子どもの健康	乳幼児健康診査(P24)		4か月児・7か月児・10か月児健診	1歳6か月児健診	2歳児歯科健診	3歳児健診				
	フツ化物塗布(P25)			○	○	○	○	○		
子育てサービス	産後のマタトーク(P27)									
	産後ケア事業(P27)									
	離乳食教室(P28)									
	幼児食教室(P28)									
	むし歯予防教室(P28)									
	ブックスタート推進事業(P29)									
	在宅子育てサポート事業(P28)									
	あきた子育てふれあいカード(P29)									
	ファミリー・サポート・センター(P31)									
	デイケア(P32)									
	一時預かり(P33)									



中期							後期													
6		7					8				9				10					
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
流産							早産										正期産			



妊娠・出産

	事業名等	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳(小1)
子育てサービス	子育てタクシー、ショートステイ、病児・病後児保育事業 (P30、P32、P33)								
	育児相談(P27)								
	発達相談(P27)								
	子育てサービスの総合相談(P4)								
	子ども家庭相談(P6)								
	女性の悩み相談(P6)								
	家庭教育相談(P6)								
	ヤングケアラー支援相談電話(P6)								
親子でお出かけ	乳幼児学級(P7)								
	子ども未来センター(P5)								
	子育て交流ひろば(P8)、子ども広場等(P9～11)								
	親子のつどい・育児サークル(P11)								
	市立図書館(P12～14)								
教育・保育施設等	保育園、認定こども園等(P40～P49)								
	幼稚園(P47)								



妊娠届と母子健康手帳

Notification of Pregnancy and Maternal and Child Health Handbook

問 秋田市版ネウボラ(子ども健康課内) (Akita City version of "Neuvola" in Child Health Section) ☎883-1175

妊娠がわかったら、「妊娠届」を出しましょう。母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠中の経過やお子さんの健康の記録をすることができます。秋田市版ネウボラ(子ども健康課内)では、妊娠届出の際に、母子保健コーディネーター(助産師)等が各種サービス紹介や心配事の相談に応じています。



受付窓口

秋田市版ネウボラ(子ども健康課内)、市民課、北部市民サービスセンター、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(御野場のみ)、駅東サービスセンター、河辺市民サービスセンター、岩見三内連絡所、雄和市民サービスセンター、大正寺連絡所



妊娠期の講座

Antenatal Classes

問 子ども健康課(Child Health Section)

☎883-1174、1175

▷ 両親学級

妊娠24週から35週の妊婦さんとそのパートナーを対象に行います。日程は、子ども健康課ホームページ、または広報あきたをご確認ください。

希望するかたは子ども健康課ホームページからお申し込みください。

詳しくはこちらから



▷ プレママのすこやか食べルーム(食生活学級)

妊娠35週までの妊婦さんご家族を対象に食事やお口の衛生についての講話、軽体操、個別相談を行います。日程は、子ども健康課ホームページ、または広報あきたをご確認ください。

希望するかたは、電話などでお申し込みください。

▷ プレママトーク

妊娠35週頃までの妊婦さんを対象に、助産師を囲んだ交流等を行います。日程は、子ども健康課ホームページ、または広報あきたをご確認ください。

希望するかたは、電話などでお申し込みください。



父子手帳

Parenting Book for Dads

☎ 子ども総務課 (Child-Care General Affairs Section)

☎ 888-5687

妊娠・出産期から子育て期にわたり、お子さんとご家族の歩みを記す秋田市オリジナル父子手帳「パパと〇〇ちゃんのおもいでぶっく」を母子健康手帳の交付窓口でお渡しします。



交付窓口

左記「妊娠届と母子健康手帳」の受付窓口と同じ

対象・交付方法

各窓口で妊娠届を提出される方
(父子手帳の希望の有無をご記入いただき、希望される方にさしあげます)

※すでに妊娠届を提出し、母子健康手帳を持っている方でも、希望される方には各窓口でお渡しします。

秋田市オリジナル父子手帳は、パパの積極的な育児参加と仕事と生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を応援するため、子育て中の男性の意見を取り入れて作成しています。こちらのサイトもご覧ください。

- 育てる男が、家族を変える。社会が動く。イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp>

- NPO法人ファザリング・ジャパン
笑っている父親になろう

<https://fathering.jp>



妊娠・出産



妊産婦健康診査

Health Checkups for Expectant or Nursing Mothers

☎ 子ども健康課 (Child Health Section)

☎ 883-1174

妊婦一般健康診査16回(多胎妊娠の方は6回分追加)子宮頸がん検査・クラミジア検査1回、妊婦歯科健康診査1回、産後1か月健康診査、母乳育児相談1回を公費の補助で受けることができます。

秋田市に住民票があり、里帰りなどにより秋田県外で妊婦健康診査や産後1か月健康診査等

を受診する場合は、健診費用を払い戻す制度があります。妊婦健康診査受診票等と一緒に配布された「里帰り等妊婦連絡票」を事前に子ども健康課へ提出してください。

妊婦訪問

Home Visits to Pregnant Women

☎ 子ども健康課 (Child Health Section)

☎ 883-1175

助産師や保健師が、妊婦さんを訪問し、妊娠中の健康面の相談に応じます。希望するかたは、電話でお申し込みください。



プレママサロン(子育て教室)

Preparing Parenting Class

☎ 秋田赤十字乳児院 (Akita Red Cross Infant Home)

☎ 884-1760

初めてパパ、ママ、おじいちゃん、おばあちゃんになるかたを対象に、赤ちゃんとのふれあい、抱っこの仕方、おむつ交換、授乳、沐浴の体験学習などをします。参加費は無料です。事前に参加申込みをしてください。

開催日時

第2・第3木曜日、10:00～12:00



助産制度

Maternity Medical Care

問 子ども総務課(Child-Care General Affairs Section)

☎888-5690

保健上、入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院することが困難な妊婦のかたを援助します。ただし所得制限があり、所得によって自己負担が発生した場合は、退院後に市から郵送される納入通知書により納付していただきます。制度を利用できる施設は決められています。

出産前に子ども総務課にご相談ください。



国民年金保険料免除申請

National Pension Insurance Premium Exemption Application

問 国保年金課(National Health Insurance and Pension Section)

☎888-5633

問 秋田年金事務所(Japan Pension Service Akita Branch Office)

☎865-2392

「産前産後期間の国民年金保険料免除申請」の届出をしましょう。

国民年金第1号被保険者の産前産後の一定期間の国民年金保険料が全額免除されます。

申請は出産予定日の6か月前からです。(出産後も届出できます。)

●お一人(単胎妊娠)の場合…

出産月(出産予定月)の前月から4か月間

●双子・三つ子など(多胎妊娠)の場合…

出産月(出産予定月)の3か月前から6か月間

※出産とは妊娠85日(4か月)以上の出産をいい、死産、流産、早産された場合を含みます。

(平成31年2月以降に出産したかたが対象)

手続き等についてはお問い合わせください。厚生年金に加入しているかたは、お勤め先に確認してください。



出生届

Birth Registration

問 市民課(Citizen Registration Section)

☎888-5629

子どもが生まれた日から14日以内に「出生届(出生証明書つき)」を提出してください。

住所地・本籍地・出生地の市区町村役場で受付しています。秋田市に届け出る場合は次ページに記載の窓口へ。

※2,500g未満で生まれたかたは、出生届の他に病院においてある「低体重児出生届」を子ども健康課に提出してください。

中心市街地循環バス ぐるる



「ぐるる」は、秋田市中心市街地の主要スポットを巡回するバスです。愛称を「ぐるる」といい、青い車体と青いバス停が特徴です。(※青く塗装されていない車両で運行する場合もあります。)お買い物やおでかけ、観光にも便利です。

運行時間 9:00 ~ 17:15

運賃 乗車1回または1周につき100円(小学生以下は無料)

1日乗り放題乗車券(300円)も販売しています。

(販売所:秋田駅西口・東口バス案内所・ぐるる車内*)

※ぐるる車内では、Ai CASHとPASMOでのみ購入できません。

循環ルートと時刻表は
こちらから





届出先

市民課、北部市民サービスセンター、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(御野場のみ)、駅東サービスセンター、河辺市民サービスセンター、岩見三内連絡所、雄和市民サービスセンター、大正寺連絡所

必要なもの

- ☐①出生届(出生証明書つき)
- ☐②母子健康手帳
- ☐③届出人の印鑑(任意)

母子健康手帳別冊 Separate Volume of Maternal and Child Health Handbook

問 子ども健康課(Child Health Section)

☎883-1174

出生届の際に、母子健康手帳別冊交付券の提出と引き換えに母子健康手帳別冊をさしあげます。秋田市で行う「乳児健康診査」と「予防接種」について受け方の説明と健康診査受診券等がつづられています。この別冊は、転入されたかたや秋田市に住民票があり出生届を他市町村に提出されたかたにもさしあげます。市内の出生届受付窓口で母子健康手帳別冊交付券と引き換えにお受け取りください。



児童手当

Child Rearing Allowance

問 子ども総務課(Child-Care General Affairs Section)

☎888-5689

中学校修了前(15歳到達後の最初の年度末まで)のお子さんを育てているかたは、児童手当を受けることができます。支給の対象となるのは、申請した月の翌月分からです。

手当の月額

- 3歳未満 15,000円
- 3歳以上小学校修了前 10,000円
(第3子以降15,000円)
- 中学校修了前 10,000円
※所得制限限度額以上のかたは、お子さん1人に対して一律5,000円
※所得上限限度額以上のかたは支給されません。(令和4年6月分から)

受付窓口

子ども総務課、北部市民サービスセンター、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(御野場のみ)、駅東サービスセンター(平日のみ)、河辺市民サービスセンター、岩見三内連絡所、雄和市民サービスセンター、大正寺連絡所

必要なもの

- ☐個人番号カードまたは通知カード
(請求者および配偶者のもの)
- ☐請求者の普通預金口座の通帳
- ☐請求者の健康保険証



妊娠・出産



医療費の助成と給付

Welfare Medical Subsidy

▶乳幼児の福祉医療制度

問 子ども総務課(Child-Care General Affairs Section)

☎888-5691

出生または転入したお子さんが福祉医療費の助成を受けるためには、「福祉医療費受給者証」の交付申請が必要です。

※窓口、郵送、インターネットで申請できます。

※小学生以上は所得制限があります。

●制度内容

助成対象者	0歳児	1歳児～6歳児	小中学生
助成区分	通院・入院(保険診療)		
窓口での負担額	無料	自己負担額の半額 1レセプト上限1,000円 (入院・外来ごと)	
		住民税所得割非課税世帯は無料	

●お手続きの方法や制度内容について詳しくはホームページをご覧ください。

申請に必要なもの

☐①お子さんの健康保険証の写し

☐②申請者の本人確認書類の写し

※申請者とその配偶者が別居している場合や申請者と事実婚関係にある者がいる場合は、所得確認のための委任状等が必要です。

詳しくはこちらから



▶未熟児の医療費の給付

問 子ども健康課(Child Health Section)

☎883-1172

赤ちゃんが未熟児で生まれて入院した場合の医療費と食事療養費(おむつ代等を除く)を給付します。詳しくはホームページをご覧ください。

詳しくはこちらから



▶小児慢性特定疾病の医療費等の給付

問 子ども健康課(Child Health Section)

☎883-1172

国が定める小児慢性特定疾病に該当するお子さんの医療費の助成および日常生活用具の給付を行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

詳しくはこちらから



使用済みおむつのごみへの出し方

Disposing Diapers

問 環境都市推進課ごみ減量推進担当(Eco-City Promotion Section) ☎888-5708

『資源化物用』袋(透明な袋)に使用済みおむつを入れ、外側の見えやすい所に「おむつ」と書いて、家庭ごみの収集日に出してください。

おむつは『家庭ごみ用』袋(黄色い袋)で出すこともできます。その場合は「おむつ」と書く必要はありません。

Diapers can be disposed of in a collection bag for recyclables on the day of household garbage.

▶透明な袋で出すことに抵抗がある方は

使用済みおむつを透明な袋で出すことに抵抗がある方を対象に、家

詳しくはこちらから



庭ごみ用袋を無償で交付しています。交付は、お子さん1人につき、1年に1回まで。30リットルの袋を30枚交付します。

交付を受けるには申請が必要です。申請方法など詳しくは、市のホームページをご覧ください。

